

タイトル	(和文) タイ新関税法にみるタイにおける貿易円滑化の取組み (英文) Trade Facilitation in Thailand in the New Customs Act		
		(フリガナ) 報告者	イシカワ マサヒロ 石川 雅啓
キーワード (3語)	タイ、関税法、貿易円滑化	ご所属	日本貿易振興機構 (ジェトロ)
報告時の言語	<input checked="" type="radio"/> 日本語 <input type="radio"/> 英語 (どちらかに○印をつけてください)		
<p>タイでは従前、1926年(仏暦2469年)関税法を使用していたが、2017年5月17日、2017年(仏暦2560年)新関税法を公布し、公布後180日後に発効するとした。罰金について現行法では、関税込み価格の4倍しているが、新法ではケースに応じた罰則金額を規定した。税関職員や通報者に与える報奨金・奨励金について現行法の没収品売却代金の55%から40%とした。不服申立て制度については現行法の輸出入日から2年以内とから3年以内とした。</p>			
<p>タイでは従前、1926年(仏暦2469年)関税法を使用していた。同法発効後、1928年、1929年、1931年、1932年、1936年、1937年、1939年、1940年、1947年、1954年、1956年、1972年、1991年、1997年、1999年、2000年、2005年及び2014年に改正を行った。</p> <p>タイ政府は2017年5月17日、2017年(仏暦2560年)新関税法を公布し、公布後180日後に発効するとした。これは同年11月13日とされている。</p> <p>この中で罰則については、誤った又は不完全な申告(新関税法第202条)については、関税又はこの法律に従って行うことに関する輸出入申告書、書類、データの提出者又は委託を受けた者が提出したこれらのもののいずれかの項目において誤りがあり又は不完全で、かつそれらによって重大な過ちにつながりかねない場合には、50万バーツ以下の罰金が科される、としている。書類、印章、署名、その他の記号の偽造、改ざん(新関税法第204条)については、この法律の施行の利益のためにこの法律で使用される書類の偽造、公的機関が発行した公文書の改ざん、又は税関職員がこの法律の施行のために使用する印章、署名その他の記号の偽造を行った者は、6カ月以下の禁錮刑若しくは50万バーツ以下の罰金又はこれを併科する。これら偽造又は改ざんされた書類等を使用した者も同様とする。誤った輸出入申告(新関税法第208条)については、輸入者又は輸出者が第51条(輸出入申告)に違反したとき又は同条の規定に従った申告を行わなかったときは5万バーツ以下の罰金に課する、としている。無許可輸出入(新関税法第242条)については、輸出入通関を行わなかった者、税関職員の許可なく、車両、保税倉庫、認定港又は免税地域から移動させた場合には、10年以下の禁錮刑若しくは関税込み価格の4倍の罰金又はこれを併科する。また、貨物は、被告人が判決に従ったか従っていないかに関わらず没収される、としている。関税は脱(新関税法第243条)については、通関を終え又は通関中の輸入者又は輸出者が、関税を逃れ又は逃れようとし若しくは意図的に詐欺を行った場合、10年以下の禁錮刑若しくは不足関税額の2分の1から4倍の罰金</p>			

又はこれを併科する。裁判所は、被告人が判決に従ったか従っていないかに関わらず貨物を没収することを命令することができる、としている。制限又は禁止された輸出入物品の違反（新関税法第244条）については、制限された又は禁止されたものを許可なく通関し又は通関中の輸入者又は輸出者若しくは通過又は積替えのために輸入する者は、10年以下の禁錮刑若しくは50万バーツ以下の罰金又はこれを併科する。裁判所は、被告人が判決に従ったか従っていないかに関わらず貨物を没収することを命令することができる。これらの行為をしようとした者も同様の扱いとする。

次に、報奨金・奨励金（新関税法第255条）については、禁止物品について第242条（無許可輸出入）及び第244条（制限又は禁止された輸出入物品の違反）の違反品並びに第246条の違反品については、証拠物件の売却代金の40%を報奨金・奨励金（それぞれ20%ずつ）として分配することができる、としている。ただし証拠物件が没収された場合又は当該証拠物件が売却されなかった場合には罰金から分配する。

不服申立て（第25条第2項）では、輸入者又は輸出者は、輸入又は輸出の日から3年以内に、局長通達に定める規則、方法及び条件に従い、税金返還請求書を提出することができる、としている。不服申立ての調査期間（第41条）については、不服調査委員会は、税関職員が不服申立書及び不服申立てに関して証拠となる書類をすべて受け取った日から180日以内に調査を終了しなければならない。必要な理由がある場合には、その調査期間を延長することができるが、その延長期間は90日を超えてはならない、としている。

本報告では、これらの改正から、タイにおける貿易円滑化に向けた取り組みを報告し、かつ現地への進出が多い日系企業への影響について考察する。